

公益財団法人ソーシャルサービス協会

第19回評議員会（みなし）議事録

1. 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容

第1号議案 定款変更（従たる事業所の住所変更）2019年11月1日

提案：旭川事業所の住所変更 移転日 2019年10月15日

旧) 北海道旭川市東光一条二丁目1番7号



新) 北海道旭川市大町2条9丁目77-46

<定款>

変更前	変更後
(事務所) 第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。 2 この法人は、従たる事務所を以下の地に置く。 (1) 旭川事業所 北海道旭川市東光一条二丁目1番7号 (2) 青森事業所 青森県青森市青柳一丁目8番13号 (3) 仙台事業所 宮城県仙台市太白区中田三丁目5番23号 (4) ITセンター 愛知県名古屋市中区錦二丁目8番26号 宮井ビル7階 (5) 京都事業所 京都府京都市南区上鳥羽仏現寺町43番地 (6) ワークセンター 京都府京都市伏見区桃山町金井戸島13番地48 (7) 田川事業所 福岡県田川市新町10番60号 (8) 宮若事業所 福岡県宮若市大字本城428番地1 (9) 福岡事業所 福岡県田川市大字川宮1711番地9 (10) 都城事業所 宮崎県都城市郡元二丁目7番地1	(事務所) 第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。 2 この法人は、従たる事務所を以下の地に置く。 (1) 旭川事業所 北海道旭川市大町2条9丁目77-46 (2) 青森事業所 青森県青森市青柳一丁目8番13号 (3) 仙台事業所 宮城県仙台市太白区中田三丁目5番23号 (4) ITセンター 愛知県名古屋市中区錦二丁目8番26号 宮井ビル7階 (5) 京都事業所 京都府京都市南区上鳥羽仏現寺町43番地 (6) ワークセンター 京都府京都市伏見区桃山町金井戸島13番地48 (7) 田川事業所 福岡県田川市新町10番60号 (8) 宮若事業所 福岡県宮若市大字本城428番地1 (9) 福岡事業所 福岡県田川市大字川宮1711番地9 (10) 都城事業所 宮崎県都城市郡元二丁目7番地1

以上

2. 一の事項の提案をした理事の氏名 代表理事 神田 豊和

3. 評議員会の決議があったものとみなされた日

令和元年10月30日

4. 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名 代表理事 神田 豊和

なお、各評議員の同意書及び監事の異議がない旨の書面は、別紙のとおり。

以上のとおり、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条第1項及び定款第23条の規定にもとづく提案について、評議員全員が書面により同意の意思を表示し、各監事が異議を述べなかつたため、評議員会の決議があったものとみなされたので、これを証するために本議事録を作成し、議事録の作成に係る職務を行った理事が次に署名捺印する。

2019年（令和1年）10月30日

公益財団法人ソーシャルサービス協会
代表理事 神田 豊和 印